解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

千葉県南房総市高崎一一七一番地

財団法人富山町高崎愛林会

代表清算人　青木　満裕

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

大分県杵築市大字杵築三七七番地一

社団法人杵築市大田畜産公社

清算人　阿部　直樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十七日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

北海道帯広市大通南三丁目一二番地

帯広稲荷神社

清算人　篠永トモ子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

静岡市葵区相生町三番八号

徳光教静岡教場

清算人　生駒　雅子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十月八日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

大阪府南河内郡太子町山田八八番地

太子町土地開発公社

清算人　後藤　克己

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二日開催の社員総会により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

佐賀県鳥栖市神辺九五番地三

社団法人鳥栖基山農業公社

代表清算人　坂口　雅義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の理事会の決議及び大分県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

大分市大手町二丁目三番一七―二〇一号

社会福祉法人障害者自立情報センター

清算人　中村　太郎

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十五年十月四日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山一〇三〇番地一

清算法人北田土地改良区

清算人代表　飯嶋　康夫

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第三十四条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

富山県砺波市鷹栖一〇五〇番地

財団法人鷹栖農業振興会

清算人　鷹西　敏一

配当公告

名古屋市名東区梅森坂一丁目三二〇六番地

破産者　株式会社セナコン

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第二二三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二四六、七三七、三四〇円

（内優先的破産債権額

金一、五〇〇、〇〇〇円）

一、配当することのできる金額

金二五、七〇八、八七三円

（内優先的破産債権額

金一、五〇〇、〇〇〇円）

平成二十五年十一月十三日

名古屋市中区丸の内三丁目四番三〇号クエスト丸の内ビル六階江本法律事務所

破産管財人　江本　真理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道檜山郡江差町字豊川町三二三番地、最後の住所北海道檜山郡江差町字橋本町九三番地　被相続人　亡　加賀谷弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

事務所北海道檜山郡江差町字中歌町一九九番地の五　法テラス江差法律事務所

相続財産管理人　板垣　義一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市御前水町三丁目一九番地、最後の住所北海道室蘭市中島本町三丁目一七番五号　被相続人　亡　鈴木　深雪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

事務所北海道室蘭市海岸町二丁目三番一一号坂本・江良事務所

相続財産管理人　坂本　晴佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市成島町三丁目五八〇三番地、最後の住所山形県米沢市広幡町成島二一二〇番地の五特別養護老人ホーム成島園

被相続人　亡　堀米たまゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

事務所山形県米沢市大町三丁目二番三四号芳賀ビル二階

相続財産管理人　髙橋　輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大成町三〇番地一、最後の住所茨城県ひたちなか市大字中根五三一二番地の二　被相続人　亡　粟山　忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号カナザワビル五階

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

会社設立のお知らせ

平成二十五年八月十五日東京法務局港出張所にて設立登記を完了し株式会社ウォッチマンがここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十五年十一月十三日

東京都港区六本木四丁目八番地七号

株式会社ウォッチマン

代表取締役　清野　真紀